令和８年９月 18 日発行

労基署便り

ひと、くらし、
みらいのために

令和8年度　No.6
大河原労働基準監督署

令和８年１月～８月労働災害発生状況

※新型コロナウイルス感染症による災害を除く

（令和８年９月８日現在速報値）

	大河原労働基準監督署管内			宮城労働局管内		
	R7	R8	前年比	R7	R8	前年比
製造業　計	32	33	1	249	248 (1)	−1 (1)
食料品製造業	14	6	−8	113	87	−26
機械金属製造業	9	14	5	66	76	10
建設業　計	18	16	−2	166 (2)	140 (3)	−26 (1)
土木工事業	6	2	−4	42 (1)	43 (2)	1 (1)
建築工事業	7	9	2	75 (1)	51 (1)	−24
その他の建設業	5	5	0	49	46	−3
運輸交通業　計	4	8	4	218	210 (1)	−8 (1)
道路貨物運送業	3	8	5	192	188 (1)	−4 (1)
商　業	17	24	7	275	264	−11
社会福祉施設	4	6	2	148	110 (1)	−38 (1)
全　産　業	112	111	−1	1480 (5)	1347 (7)	−133 (2)

※１ 休業４日以上の死傷労働災害（労働者死傷病報告による）の数値。前年比は死傷者数（人）、（　）は内数で死亡者数。

※２ 機械金属製造業は、鉄鋼業・非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業の合計。

令和８年の大河原労働基準監督署管内（白石市、角田市、柴田郡、刈田郡、伊具郡）における休業４日以上の労働災害は昨年同時期とほぼ同数発生しています。事故の型別にみると、多い順に「転倒」、「墜落、転落」となっており、「転倒」は商業、社会福祉施設で、「墜落、転落」は建設業、運輸交通業で多く発生しています。転倒や墜落・転落の危険個所がないか、今一度確認いただき、労働災害の防止に努めてください。

○宮城県最低賃金の改定について

宮城県最低賃金が改定され、**10 月１日から１時間１，０９８円**になります。今年の引上げ額は **60 円**と、過去最高であった昨年（65 円）に次ぐ引上げ額となります。

影響が非常に大きいと考えられますので、賃上げを行いやすい環境を整備するための支援策の周知と活用促進を図ってまいります。

裏面に具体的な賃金引上げ支援策を紹介していますので、ぜひご活用ください！



宮城県の最低賃金
｜宮城労働局(jsite.mhlw.go.jp)

○賃金引上げ支援策について

厚生労働省では、**生産性向上（設備・人への投資等）**や、**非正規雇用労働者の処遇改善**、**より高い処遇への労働移動**等を通じ、**労働市場全体の「賃上げ」を支援**しています。

業務改善助成金

活用のポイント　賃上げ＋設備投資

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業等**に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象（※）です。
※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

活用例　事業場内最低賃金労働者3人の時給を70円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

活用のポイント　非正規雇用労働者の賃上げ

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例　中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

働き方改革推進支援助成金

活用のポイント　労働時間削減等の取組（賃上げ・割増賃金率）＋設備投資等

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例　建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

このほかにも**人材開発支援助成金**、**人材確保等支援助成金**などがありますので、詳しくは厚生労働省 HP でご確認ください。

「賃上げ」支援助成金パッケージ｜厚生労働省(mhlw.go.jp)

○過労死等の労災補償状況について

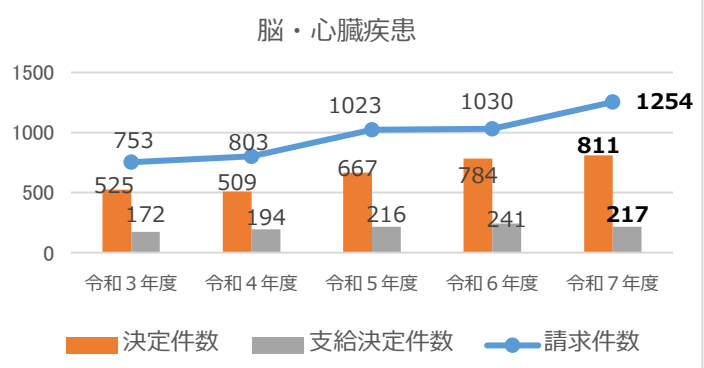
※業務における過重な負荷による脳・心臓疾患や業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする死亡やこれらの疾患のこと

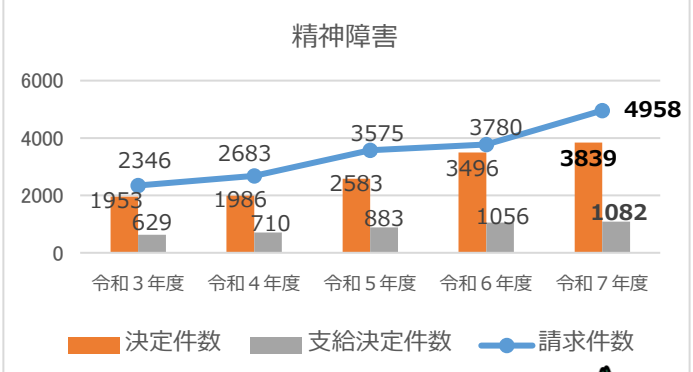
厚生労働省が令和７年度の過労死等（※）の労災補償状況を公表しました。請求件数は令和６年度から**1,402 件増加**しており、令和３年度と比べると**約２倍**になっています。

請求件数の増加とともに決定件数も増加していますが、認定率（決定件数に占める支給決定件数の割合）は減少傾向となっています。

報道発表資料｜厚生労働省(mhlw.go.jp)

業務災害に係る脳・心臓疾患及び精神障害の請求、決定及び支給決定件数の推移（厚生労働省発表資料より作成）







発行：大河原労働基準監督署（TEL0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。

労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係までお願いします。